

令和5年度 沼津市新中間処理施設等に関する整備エリア基本コンセプト等検討業務委託 公募仕様書

1 業務委託名

令和5年度 沼津市新中間処理施設等に関する整備エリア基本コンセプト等検討業務委託

2 経緯と目的

沼津市では、新中間処理施設の整備と併せ、余熱利用施設を新たに整備する計画である。余熱利用施設については、新中間処理施設完成後、現清掃プラントを解体し、その跡地を用いて建設を行う予定である。しかし、新中間処理施設と余熱利用施設の整備を担当する部署が異なることから、新中間処理施設及び余熱利用施設（以下「両施設」という。）に係る整備エリア（以下「整備エリア」という。）における施設基本コンセプト・景観デザインについては方針が定まっていない状況である。本市としては、両施設を合築することまでは想定していないが、機能やデザイン、景観等に関し、両施設で一体感を持たせる必要があると考えている。

新中間処理施設の外観については、(1)周辺住民に圧迫感を与えない施設とすること、(2)背後の山との調和を図ること、という大まかな方針は定めているものの、それを具体化するためにはどのような要求水準とすべきか未定である。また、施設直近の住民より、圧迫感の無いデザイン及び施設配置とすよう求められているが、その内容全般をプラントメーカーにゆだねた場合、本市の意図する方向性と乖離することが懸念されるとともに、事前に地元の理解を得ることが困難となる。

本業務は、両施設に係る整備エリアにおける施設基本コンセプト・景観デザインの方針を定め、当該事項について、各々の施設を整備する際の要求水準書へ記載する内容を検討するとともに、両施設の事業者からの提案の受け方や、要求水準書への記載内容についてとりまとめを行うことを目的とする。

3 全体事業スケジュール

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
《新中間処理施設》														
事業者選定			■	■	■									
造成工事			■	■	■									
建設工事						■	■	■	■	■				
現清掃プラント解体										■	■	■		
《余熱利用施設》														
現温水プール解体工事	■													
基本計画の策定						■	■	■						
導入可能性調査の実施								■						
要求水準書作成									■					
事業者選定										■				
選定した事業者の実施設計											■			
新余熱利用施設建設工事（造成工事含む） ※土砂災害特別警戒区域への対応を含まない場合												■	■	
新余熱利用施設建設工事（造成工事含む） ※土砂災害特別警戒区域への対応を含む場合												■	■	■

要求水準書作成
※この中へ盛り込む予定

基本計画作成
※この中へ盛り込む予定

4 委託期間

令和5年6月23日（予定）から令和6年2月29日まで

5 業務の内容

両施設に係る整備エリアにおける施設基本コンセプト・景観デザインの方針を定め、当該事項について、各々の施設を整備する際の要求水準書等への記載方法についてとりまとめを行う。

6 想定される具体的な業務内容

(1) 全国事例の調査

両施設を建設する際に、整備エリアにおける施設基本コンセプト及び景観デザインなどに配慮した全国的事例について、とりまとめを行う。調査にあたっては、両施設を併せて整備した事例が好ましいが、それぞれの施設を単独で整備した場合も含めて調査を行うものとする。

(2) 本市の上位計画及び地域特性の調査

① 本市の上位計画の整理

本市の上位計画を踏まえ、整備エリアをどのようなエリアとして整備していくべきか、施設基本コンセプト及び景観デザインにおける方向性について整理する。

施設基本コンセプトについては、本市のスポーツや観光、子育て等に関する状況を踏まえ、どのようなエリアとして整備を進めていくべきか、方向性について整理する。

景観デザインについては、まちづくり指導課の「沼津市景観計画」で定められた事項及び静岡県にて制定した「ふじのくに色彩・デザイン指針」に関する事項などについてとりまとめを行い、本業務へ反映させるものとする。

但し、当該敷地の各種法令・条例については、別途検討している新中間処理施設の事業者選定業務にて調査した結果を再整理するものとする。

② 整備エリアの地域特性の調査

施設基本コンセプト及び景観デザインに係る、周辺の公共施設や公園の分布のほか、近傍の狩野川や香貫山といった景観上配慮すべき地理条件などの整備エリアの地域特性について調査する。

(3) 整備エリアにおける基本コンセプト・景観デザインの検討

① 整備エリアにおける基本コンセプトの検討

(1)及び(2)を踏まえた整備エリアにおける施設基本コンセプトについて検討する。その際、市民の意見等を直で吸い上げることが可能となるよう、アンケート調査等の実施を想定しているため、その方法について提案すること。なお、整備エリアにおける施設基本コンセプトをとりまとめた上で、随時、庁内の検討会にはかり、深度化する。ただし、整備エリアにおける施設基本コンセプトの大方針については、**令和5年9月末までに決定すること。**

② 整備エリアにおける景観デザインの検討

(3)①で検討した施設基本コンセプトを踏まえ、整備エリアの両施設及びその他の外構等に係る景観デ

ザインについて検討する。ただし、以下の考え方を参考に検討を行うものとする。

●新中間処理施設の景観デザインの考え方（参考）

・本市が現在想定している施設のデザインに関する内容の具体化

【現在の景観デザイン案】

- ▷周辺住民に対する圧迫感の軽減
- ▷背後の山を含む、施設周辺環境を活かすデザイン
 - ⇒香貫山に囲まれた立地であるため、四季の変化を楽しめるようにする。
- ▷何度も見学に訪れたいようなデザイン
 - ⇒近未来的な建物、ガラス張りの美術館 等を想定している。
 - ⇒見学者が入る部分の天井はルーバーを想定している。
 - ⇒煙突のデザインはただの四角ではないものを想定している。
- ▷余熱利用施設との一体感
 - ⇒デザインだけでなく、機能も含むものとする。

●余熱利用施設の景観デザインの考え方（参考）

・令和3年3月に「新屋内温水プール基本構想」を策定している。

⇒新中間処理施設の整備が先行されるため、基本的には、新中間処理施設整備事業者より提案されたデザインになって、余熱利用施設の整備を行うことを想定している。

●各施設敷地内のオープンスペース等の景観デザインの考え方（参考）

・整備エリアの基本コンセプトから求められる利用内容・機能を整理し、余熱利用施設との一体的な利用や景観デザインの方針を配慮した緑地（オープンスペース）や付属施設（環境啓発施設等）の考え方を検討することを想定している。

(4) 整備エリアにおけるゾーニングプラン及びパース図の作成

① 整備エリアにおけるゾーニングプランの検討

(3)を踏まえ、整備エリアのゾーニングプランの検討を行い、検討案は2パターン作成するものとする。

② ゾーニングプランに基づくパース図の作成

(4)①にて検討した1案について、整備エリアの北東方向からと、南東方向からパース図の作成を行う。
パース図については、令和5年12月末までに作成を行うこと。

(5) 新中間処理施設の要求水準書、余熱利用施設基本計画への記載事項の整理

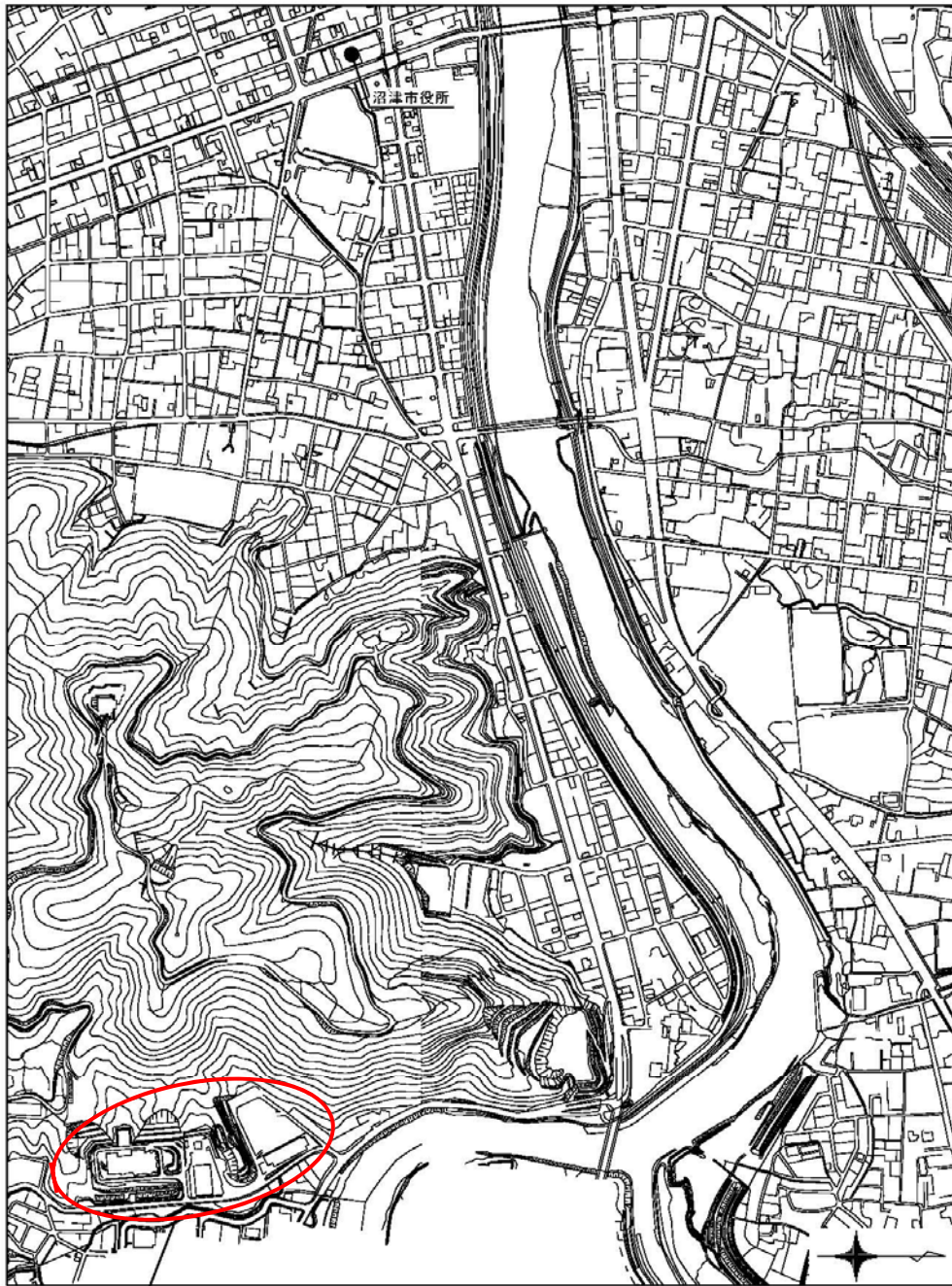
・(1)～(4)を踏まえた、新中間処理施設の要求水準書又は余熱利用施設基本計画への記載事項について整理を行う。ただし、新中間処理施設の要求水準書又は余熱利用施設基本計画に記載する事項については、庁内検討会等の意見を踏まえ、確定させるものとする。

7 業務を進める際の流れ

- (1) 本市職員等で構成する検討会（検討グループ）は、ウィズスポーツ課、まちづくり政策課、まちづくり指導課、建設デザイン調整室等のほか、武蔵野大学工学部建築デザイン学科の水谷俊博教授を想定している。
- (2) 検討会は、3回程度の開催を予定している。
検討会の際には、事前に資料を作成の上、ファシリテーター及び資料説明を行うものとする。また、検討会での意見を踏まえ、次の検討会に向け、資料を作成すること。ただし、第3回検討会の際には、最終案をとりまとめるものとする。

8 成果品

- (1) 整備エリアの基本コンセプト・景観デザイン検討結果報告書
※検討会のために作成した各種資料及びゾーニングプラン・パース図及び両施設の要求水準書等への記載事項等を含めるものとする。
- (2) 各種検討資料
- (3) 上記の電子データ（編集用・提出用）



整備エリア

案内図